

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	安教委第 7648 号
		決裁期日	令和 5 年 2 月 3 日
名 称	安平町給食センター運営委員会		
日 時	令和 4 年 12 月 23 日 午前・午後 2 時 0 0 分 ～ 3 時 0 0 分		
場 所	安平町役場大会議室	傍聴者数	0 名
出 席 者	教育長、運営委員 11 名、事務局 1 名		
会議概要 (要点記載)	1. 教育長挨拶 ・本日の諮問にかかわり運営委員会部会への参加協力していただき、お礼申し上げます。 ・給食費改定に関わる諮問を朗読。 ・12月町議会定例会の一般質問において給食費の完全無償化ができないか質問ありました。全道179市町村のうち37自治体が完全無償化もしくは一部無償化に取り組んでいます。学校給食法11条1項では施設、設備や運営にかかる費用は設置者(安平町)が負担することされており、また、第2項においては給食費の負担は保護者が負担すると明記されています。 ・私も以前追分小学校で平成22年から4年間勤務しておりましたが、そのころから給食費がほとんど変わっておりません。また、給食は質の問題もあります。以前の運営委員会で中島校長(安平小)から、安平は品数が1品多いということをおっしゃっていただきました。 ・私自身色々な自治体をまわってきましたが、極端に言うと給食が無い町や同じメニューが繰り返される町もあります。安平町は1か月の献立で同じものが繰り返されることが無く、考えられているとと感じています。 ・本日の運営委員会については町長にもお知らせしておまして、物価高騰分を保護者に負担していただくことは避けようということで、国の交付金は恒久的な財源ではありませんが、活用できるうちは活用し、交付金が活用できなくとも町が高騰分を一部補助することを確認しております。 2. 議事 「報告」 ① 条例第8条第2項の規定のとおり過半数の出席により成立。(15名中11名出席) ② 8月1日より会議録を町ホームページに公開することになりました。試行期間ではありますが今回も会議録を公開いたします。 「諮問」(会議資料に基づく報告説明のため質疑を記載) ○諮問1:給食センターが供給する給食に要する経費(給食費)の改定について [説明概要] ① 前段として、町長が保護者負担軽減を表明したことにより、給食1食当たりの食材単価と保護者負担を切り離し、食材単価設定について審議する旨を説明。 ② 諮問内容を資料に基づき説明。 ・経過報告 ・諮問:給食費改定について(改定内訳、改定時期) ・令和5年度給食費改定案(令和4年度食数で試算) ・部会(検討会)で出された意見の検証内容 (委員長)部会においても値上げは仕方ないという意見が出ていました。 [答申]		

昨今の物価上昇に伴い食材の値上がりが著しい状況を鑑み、児童生徒の栄養価が充足した給食を継続するために給食費改定は妥当であることを認める。

○諮問2: 令和5年度から開始する追分高等学校への給食提供について

① 諮問内容を資料に基づき説明。

・諮問2-1: 追分高等学校の給食費について

・諮問2-2: 追分高等学校のアレルギー対応食について

(質問) 部会の時に施設改修は必要かという質問がありましたが、どうでしょうか。

(事務局) 仮に追分高校の生徒が全員給食を摂ることになれば、現状の機材では容量が不足しますが、希望者を対象としているうちは賄えると思われます。給食センターは概ね10年経ており、機材の点検で経年劣化が進んでいると判断された機材が2つありましたので、高校に給食を出すためというよりも老朽化による更新は必要と思われます。

(質問) 牛乳を希望した場合はどのように対応しますか。また、配送時刻で子ども園に影響は出ますか。

(事務局) 牛乳は当日朝7時頃には学校に届きますので、高校に受け入れ体制を整えていただく必要があります。また、小中学校は学校給食摂取基準で牛乳を取らなければクリアできない基準が定められていますが、高校にはそのような基準が定められていないため近隣で高校に給食を出している自治体でも牛乳を出しておりません。配送時刻の関係は、高校の給食時刻は小中学校より遅いため子ども園や小中学校に影響が出ることはありません。

(教育長) 飲み物については、学校には物販や自販機等があるので、自分で好きな飲み物を選ぶことができます。

(質問) 通常は4月から給食となりますが、年度途中から摂ることはできますか。

(事務局) 給食申込は学校をとおして行うため、月単位、日単位と細かくすることにより高校の事務量にかかわるため、今後、高校と相談しながら対応することになります。

(質問) 希望者が少ない場合、例えば1名しかいなくても給食を出しますか。

(事務局) 現在高校に給食を出している町で、全校生徒40人台のところ給食申込は8名というところも実際にあります。人数が少ないことで、特に汁物は冷えやすく盛り付けにくいと、ある程度はまとまった方がおいしく食べられると思いますが、最低申込数を設けることは考えておりません。

(質問) 厚真高校で給食をやっていると思いますが、どんな状況ですか。

(事務局) 厚真は現在の3年生が希望者対象で、1、2年生が全員対象となっています。

(委員長) 通っている子たちの評判は良いと聞いています。

(教育長) 追分高校で7月に行った保護者アンケートでは9割が賛成でした。教職員、生徒のアンケートでは7割近くが賛成でしたので、少ないということは無いと考えています。

資料に追分高等学校の存続支援と書かれています。追分高等学校は胆振東学区となっており、毎年道教委から道立高校の適正配置計画が出されますが、穂別高校が2年続けて入学者数が10名を下回ったことで、令和7年に募集停止となります。厚真高校や穂別高校のように地域連携特例校として認められておりますが、追分高等学校は交通の利便性がありますので地域連携特例校に認められることはありません。現在の1年生は13人ということで2年連続20人を下回った場合には再編整備の対象になるとされていますので、募集停止を回避するために厚真高校をヒントとさせていただきました。

(委員長) 追分高等学校の会議に参加させていただいたことがありましたが、通学費の補助、資格取得の費用の補助など色々な支援が行われております。

[答申]

追分高等学校の給食費については妥当であることを認めます。また、アレルギー対応食の提供については見送ることが妥当と認めます。

○諮問3: 学校給食費の納入の特例について

① 諮問内容を資料に基づき説明。

・現行の規定について

・現行規定の問題点について

・諮問: 学校給食費の納入の特例について

(質問) 給食数の数え方は教育日数ですか。また、給食停止は、はじめは期間が短くても結果的に長くなることもある。そのようなときはどうなりますか。

(事務局) 給食数の運用は前月に学校から申込まれる給食申込日数としています。

また、給食提供とは食材を買って調理して学校に届けることで、食べたか食べなかったかではありません。「休んでいました」という遡った届出では、食材を買って調理して学校に届けていますので遡って停止することはできません。したがって届出日より給食停止をするという規定を設けるものです。入院などで期間が不明確になると相談があった時にはいったん届け出をして、あとで延長するようにお答えしています。

(質問) 給食センター長への報告ということは、家庭からセンターに報告するということですか。

(事務局) 届出は、まず学校に休むことと給食を止めることを学校と話をしていただき、学校からセンターに届出していただきますので、学校が休むことと給食を止めることを承知していることになります。

[答申]

負担の公平性を保つ観点から、規則の改正による基準の適正化や明確化については妥当であることを認めます。

3. 閉会 16:00終了

※閉会后、諮問3について、「給食停止日数は1年間の停止日数か」、「給食停止は複数月にまたがったときはどうなるか」という質問を受けました。

この質問は、センター案に「当該月において」という文言が漏れていたことによるものです。

諮問の提案説明の中では同じ月という趣旨で説明しているため、センター案に文言を追加修正し教育委員会へ議案を提出いたします。